

第 8 回藤沢市石綿関連疾患対策委員会  
会議録

2017年（平成29年）8月

総務部 行政総務課

開催日：2017年（平成29年）5月29日（月）

時間：19時03分～20時40分

場所：湘南NDビル6階 6-1会議室

出席者：【委員】村山委員長・永倉副委員長・名取委員・吉村委員・清水委員・  
牛島委員・久保委員・赤堀委員

【事務局】黒岩総務部長・宮沢参事・古澤主幹・及川補佐・中野主任

【職員課】福室主幹・後藤上級主査

【保育課】村井子ども青少年部長・辻参事・手塚主幹・藤田主幹  
・戸部主査・佐藤主任

傍聴者：2名

委員長	<p>それでは、今回で第8回となりますが、藤沢市の石綿関連疾患対策委員会を開催させていただきます。</p> <p>まず、事務局より、本日の会議の出席状況について、報告をお願いいたします。</p>
事務局 (中野主任)	<p>今日の会議の出席状況でございますが、ご覧のとおり出席委員は8名。塩見委員はご欠席のご連絡を頂戴しておりますが、有菌委員はご連絡はございませんが、もしかしたら遅れて来られる、もしくはご欠席といった状況でございます。いずれにしても、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、傍聴は2名でございます。</p> <p>報告は以上となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>傍聴の方のご発言も、もしありましたら、挙手のうえお願いしたいと思います。</p> <p>その際には、こちらから指示した際に、ご発言いただければと思います。</p>

	<p>今日は次第をご覧いただくと、大きく2つございます。</p> <p>1つは、補償検討部会の検討状況ということで、ご報告をいただいて、その後議論いただくと。これが本日のメインとなります。</p> <p>それから、その他というのが2つ目にありますが、これについてはリスク推定部会の検討、ある程度これまでにご報告いただいておりますが、若干追加の修正等が入っておりますので、その点について久保部会長の方からご報告いただくというのが、2つ目ということになります。</p> <p>そのほか、委員の方から何かあれば、その他の中でご発言いただければと思います。</p> <p>それでは、早速1番目に入りたいと思いますが、補償検討部会の検討状況等ということで、こちらの部会については、かなり前に検診の場合の補償について、ご報告いただいておりますが、それ以外の点についても今日はご検討いただいた結果について、ご報告いただくこととなります。</p> <p>それでは、部会長の牛島委員からお願いいたします。</p>
牛島委員	<p>よろしくお願いたします。</p> <p>1枚めくっていただいたところに、資料1というものがあります。これは、部会内部でまだ揉んでいない部分もございしますので、個人意見として出させていただいておりますが、ある程度は部会で話した部分もございします。</p> <p>大きく言って2つの論点がありまして、いわゆる検診を受けることに関して、いわゆる日当的なもの、それから交通費、それから他の病院で受けた読影用のもの、というのが第一です。</p> <p>第二は、これはないことを期待しておりますけれども、万が一(石綿関連疾患を発症した)の場合の補償もしくは賠償に関する取り決めを、大ざっぱにでもやっておいた方がいいのではないかとということで、これを今回新しく報告させていただくものです。</p>

資料1の1枚目の1に書いてある、検診にかかる補償というのは、以前からお伝えしてあるものを文章化したものです。図式的にご説明したものが、資料2、フローチャートで示しております。簡単に申し上げますと、フローチャートの左に「藤沢市が主催する検診に参加する場合」、基本2,500円ですと、その他に交通費が支給されますと。そして、「藤沢市が主催する検診に参加できない場合」というのが右にありまして、真ん中あたり、「すでに健診等で撮影した画像を提供する場合」と「今回新たに医療機関を受診して、レントゲン撮影を行う場合」とに分けて記載しております。これは以前から特に修正等は行っておりません。こちらは、すでに委員会に諮っておりますが、すでに健診等で撮影された画像を提供しようという場合には、基本的には市が取り寄せをし、市がコストを払って入手すると。それから、本人でなければ取得ができない場合には、本人が間に入って画像を取得し、市が後から本人に支払うと。そして、「今回新たに医療機関を受診する場合」は、右から申し上げますと、「本人に何かしら他の目的があって、保険適用での診療を行った場合」というのは、基本的には診療費というのは本人に負担いただく。そして、画像の取得費用のみは市で負担すると。そして、左側「市で実施する読影以外に目的がなくて、自由診療で実施した場合」というのは、本人でなければ画像取得ができない場合には、本人に取得いただいてその分の費用を負担し、いわゆる受診費用も負担すると。このあたりは、以前からお伝えしておりますので、こういった内容を資料1に文章化しております。

次に、2枚目が、ここが新しい論点と言いますか、アスベスト関連疾患発症に関する補償ということで、万が一石綿関連疾患を発症した場合の取り決めを、この委員会で検討する必要があるかという点を、検討する必要があるという判断を補償検討部会としてはしました。これまでは、検診が始まっていたのを一旦ストップして、再開するために、リスク上昇の程度と放射線影響の程度を考慮して、どういった方が検診を受けるべきかということを検討されてきまし

たので、検診にかかるコストというのを先んじて、補償検討部会でも検討してきました。ところが、長い目で見ると、万が一の発症時こそ、補償の金額が大きくなることから、その取り決めが必要となり、現に（委員会）設置要綱の第5条にも「石綿関連疾患にかかる補償に関すること」を審議してくださいとして、審議項目として記載されております。そして、審議した結果を明らかにすることを、当委員会に求めています。

そして、として、在園証明書というものが実際に発行されておりました。保護者の受け止めとしては、それによって市が補償に合意したという認識を多くの保護者がしている、という点がございます。この浜見保育園アスベスト問題発覚後の、市の対応が保護者らの信頼を損なうということがありましたので、それを在園証明書という形で示すことによって、一旦収まったものと、保護者委員の方からは聞いております。

なお、これにどう書いてあるかと言いますと、これは抜き書きですが、「この証明書は、藤沢市立浜見保育園に次のとおり在園していた児童について、同保育園に使用されていた石綿を含む吹き付け材に因果関係のある健康被害が生じた場合には、市が責任を持って対応していくことを証明するものです」。こういう記載になっております。この記載により、紛争が一旦収まったということで、万が一発症した場合には、特段の負担がなく、市から補償されるものと理解していると、保護者委員からは報告がありました。その理解について、よく文面を見ると、「因果関係がある健康被害が生じた場合には」となっておりますので、法的に言えば、原則どおり立証する人は園児なり保護者となるという読み方もできるわけですが、おりしも在園証明書が発行された時期というのは、東京都の文京区立保育園において、改修工事でアスベストばく露させられた園児についての補償規定が制定された時期であると、二度訴訟があったわけですけれども、そうしたものが制定されたという情報を、当時保護者等も入手して、在園証明書があれば、今後万が一の場合には大丈夫なのだ

という考えの中で、在園証明書を保護者のみなさんが市に求めて、市がそれに応じて発行したと。ですから、この経緯を考えると、市も補償に合意したと考えられると。そうした解釈の仕方ができると考えております。

以上のことから、万が一の発病の場合の補償、取り決めというものを、当委員会でもしておくことが大事であると考えます。

では、どういう風に考えたらよいかということですが、今までいろいろなアスベストの建物関係の所有者の責任関係というものがありまして、本件も保育園の建物関係の市の所有者責任という部分がありますが、最高裁判決となった文具店の工作物責任というものの判決が、少なくとも現在は利用できるかと思えます。今後、また進展があるかもしれませんが。その判決というのは、差し戻しもあったのですが、結論的に言うと、昭和63年の2月、一定の通達が出されるという事実によって、以降については建物が通常有すべき安全性に欠ける、いわゆる瑕疵になるという判断が出されました。実際は、その前年、昭和62年にアスベスト学校パニックが発生して、様々なところで取り上げられ、こうした通知が出されたわけですが、それによって世間にも知られ、建物所有者としての吹き付けアスベストが露出していて管理が悪い場合には危ないと、瑕疵に当たるのだという考えとなったわけです。

この判決の時期というのは、今後の流れの中で変わってくる可能性はありますが、一定こういう時期に瑕疵という判断があったと。これより、早まることはあっても、遅くなるということは、あまり考えられないと思えます。

それで、これは工作物責任という、いわゆる不法行為に当たるのですね。不法行為ということで、賠償という文言を使って、賠償という責任がない場合であっても、補償というものが認められるということがあり得て、今回の場合、浜見のばく露時期というのは昭和47年からの露出の時からありまして、最初からどうだったかという点は、リスクの方で検討しているのですけれども、その辺から2006

年の時期までを問題としています。

なので、在園時期によって、法的な責任は変わるのですが、一応補償なり賠償なりの、法的な責任が認められると思います。

部会の中では、 に書きましたが、在園時期によって、責任の範囲というか、根拠、あるいは金額の範囲が変わってくるのは、公平ではないのではないかという意見もありまして、ア・イ・ウという風に挙げましたが、潜伏期間が長い、遅発性のものであって、被害の発生、すなわち予見が遅れたに過ぎないのであって、その点について園児に落ち度はない。イとして、本件問題が発生後、当時市の対応がとても不誠実なものであって、その瑕疵の始期の前後に分けて、補償か賠償かを分ける、金額に差を付けるというのはどうかという意見があります。また、ウとして、在園証明書でも在園時期によって区分けはしてこなかったと。一律に、在園は証明しますとなっておりますので、時期によって区分けするのはどうかという、意見があります。

次に補償項目ですけれども、( 3 ) ですが、項目としては、先ほどお伝えした文京区立保育園で要綱となっておりまして、そこに掲げられている文言としては、保険診療における一部負担金、休業補償費、葬祭費、弔慰金、遺族補償費等、この「等」があるのでこの後に繋がるわけですけれども、アスベストばく露に伴う関連費用という文言となっています。で、市による補償もこれと同様のものが必要であると、考えられます。個人の意見として、記載しております。

ここからが、部会であまり議論していないところなのですが、瑕疵と言える時期以降は、損害となって補償項目に加えて慰謝料等が含まれ、休業補償と比べ逸失利益がより高額になることもあり得ると。これは論理的に、法制度の違いから、そうなるというものです。ね。( 5 )、ここが非常に問題なのですが、因果関係の立証の負担などはどうなりますかということが、随時議論されておりまして、認定の際にどちらが証拠や資料を集めるのかということですが、これはなるべくなら園児に負担を求めるのは避けたいと思うのですが、

園児側でやらなければ分からない職業歴や生活歴，医学的資料などはやはり園児側から提供してもらう必要があると。ですが，過度に負担にならないようにするというのを，報告書に何かしらのかたちで規定することが必要かと。在園証明書は，今もそうなっていると思いますが，いわゆる長期保存で保管するというのを，市にお願いして，園児側で無くしてしまった場合にも不利益にならないような対応を，市の方でやっていただけるという風に理解しております。

立証責任と割合的認定，ここが非常に難しい部分ではあります。資料を基にして検討した結果，結局この保育園のアスベストによってなった（発症した）のか，他の場所でのアスベストによってなった（発症した）のか，もしくはアスベスト以外のものでもなるような，例えば肺ガンについては，別のものによってなった（発症した）のかという，非常に難しい論点があります。これについては，中皮腫については，アスベスト以外での発症については，現状では認められていないという医学的な知見からすると，専門委員会の判定に基づき，（本件での）アスベストばく露に起因しないことが明らかでない認められたときは，市が補償又は賠償すべきではないかと。ここ（浜見保育園）でアスベストばく露したのだから，中皮腫になったのだということで，これは市に責任があるということですね。この立証自体が難しい面があるのですけれども，中皮腫であれば市又は市の専門委員会が違うと言えない限りは，市が負担すると。これは，さしがやの場合にも，このようになっておりました。

(イ)肺ガンその他アスベスト以外でも発症し得る病気で，アスベストでもなり得る病気については，医学的・技術的進歩が想定されるので，その段階で専門委員会を開催して，判定をしていくべきですけれども，つまりはつきり今は決められないけれども，元園児らの救済の立場に立って，因果関係性に割合的認定を入れて，8割程度否定ができる場合でなければ，否定をすべきでない。全然違いますよねと言える場合には，仕方がないわけですけれども，8割程度

	<p>否定される場合でなければ，因果関係は認めるべきではないかと。この結論は，私の個人意見となっております。</p> <p>その他，喘息被害など，亡くなったような場合には，ある程度割合的認定がなされておりますし，大気汚染裁判いろいろとありまして，道路公害裁判などで，判例でもいろいろと割合的認定がなされておりますので，そのような考え方が必要ではないかと。ゼロか100かということではなくて，一定程度の補償はあり得るということが，必要なのではないかと考えています。</p> <p>いずれにしても，細かいところは，医学的・技術的な進歩があり得ますし，今全て決めるわけにはいきませんし，多数発症するとは我々も考えておりませんので，その時に応じてケースバイケースで処理をしていくけれども，保護者・園児らが安心できる取り決めを，文言上入れておくと，このようなことが今の時点では必要ではないかと考えております。</p> <p>以上です。</p>
委員長	資料3も関係ありますか。
牛島委員	<p>そうですね。資料3を補足で付けましたのは，これが平成19年のさしがや保育園のアスベスト健康対策実施要綱というものでして，このページ1を見ていただくと，やはり肺ガンの場合は難しい問題だという前提で，基本的な考え方というのが2に書いてあります。</p> <p>現時点では，影響が明らかになっていないけれども，色々と専門委員会で検討してまいりましたと。専門委員会では，これまでの公害裁判のように，関係者の方々が補償を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月を費やすことのない方法を追求してきましたと。このような考え方に基づき，万が一この要綱第10条に規定する疾患になった場合には，区はこうした健康に対する影響に関しての補償等を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月を費やすことのないよう，関係者の方々の救済の立場に立ち，誠意をもって対応してまいりますと。</p>

	<p>という風に、立証責任の転換まではいってないのですけれども、被害者救済の立場に立って誠意をもって対応するということが、根本的な考え方となっています。</p> <p>これを具体化したのが、第 10 条でして、5 ページですが、区長は関連する費用を負担するというのが前文でありまして、(1)がいわゆる中皮腫ですね。中皮腫を発症し、またはそれによって影響がある場合には、専門委員会が判定し、アスベストばく露に起因しないことが明らかでない認められた時には、負担するということですね。全く関係ないというのが明らかだとされた場合には、区は負担しないけれども、全く関係ないとは言えない場合には、区が負担するというものです。</p> <p>次に、(2)ですが、ここが悩ましいところなのですが、肺ガン等ですね。アスベストに起因して発症する可能性があると、学会等で認められた疾患が発症し、これは今は分かっていなくても、今後アスベストによる病気だというものが見つかるかもしれないということを書いたものですが、専門委員会の判定に基づいて、アスベストばく露に起因すると認められたとき、これは上の文言と書き方が逆転しているのです。ただし、基本となる考え方があるので、次の 6 ページの の 2 段落目、たとえば万が一肺ガンが発症した場合でも、診断書を添えて事務局に申し出ていただいて、事務局は早急に専門委員会を開催して、そこで判定していただいて、区はその判定に基づいて、関係者の救済の立場に立って対応していくという風に、さしがやがなっているということです。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今、部会長の牛島委員からご説明いただいたように、補償に関する検討をしていただいたと。</p> <p>大きな 1 番の検診に関しては、ある程度、これまでも議論をして</p>

	<p>       いただいて、だいたいの方向は固まってきているかなと思いますが、大きな2番の方ですね、仮に発症した場合の補償の考え方につきましては、先ほど牛島委員からもご説明あったように、補償検討部会の中でも十分に議論が尽くされていない部分が残っています。     </p> <p>       特に、今日の資料でいうと、(1)についてはだいたいこの方向が出ているかと思いますが、(2)以降については、まだ十分に議論が尽くせていないと思いますので、今日の資料については、牛島委員の考え方をまとめていただいている部分が相当程度あると、そのように理解しております。     </p> <p>       なので、今日はこの資料に基づいて、まだ固まっていない部分も多くございますので、各委員のお立場から、ご質問・ご意見出していただいて、今後部会の議論に反映していただくという方向になるかと思えます。     </p> <p>       それでは、今日の委員会のメインの部分になりますので、この点については、十分時間を取って議論を深めたいと思いますが、いかがでしょうか。     </p>
牛島委員	<p>       割合的認定については、色々と、公害環境法における、いわゆる喘息被害ですとか、裁判の実例がありまして、そういうところでも用いられていて、因果関係の割合なのか、責任の割合なのかで、ちょっと位置づけは変わりますが、100と言えなくても、交通事故のように被害の原因がこの人のせいだというのは、比較的に少ないのですけれども、それを割合的に認定するというのは、1960年代くらいからやられているということで、かなり学者の興味も惹かれています。     </p> <p>       割合といっても、そんな数字でさっと出るものではないので、35%であったり、40%だったり、80%だったり、色々な数字が出ていて、それはどう計算したのですかとすると、難しい面もあるのですけれども、今回の保育園の件で言うと、本当にアスベストでなったのか、それともアスベスト以外でなったのかというのが、     </p>

	<p>例えば肺ガンなどではあると思います。</p> <p>そこが割合的に言えるのかどうかというところは、これは医学的問題と石綿に関わる厚労省側のあれ（規定）では、石綿によって肺ガンになるリスクが2倍、これは名取委員の方がよいかと思いますので、後で補足していただけますか。考え方で言うと、公害の今までの判例と違って、医学的にばく露の量がより多いから、アスベスト由来の肺ガンですというような説明になってくるといって、ではこの保育園の園児たちはそこまでのばく露をしたかという、たぶんそれは難しい、(そこまで言える方は)ほとんどいないと思います。少なくとも、今までのリスク評価の中では。</p> <p>それを、今厚労省等で認めている、肺ガンの程度でやるとなると、多くの肺ガンは否定されてしまう可能性があって、そうではなくて、そこは割合的に認定していくというのが、第一の論点ですね。</p> <p>ちょっとすみません、名取委員にそこをご説明いただけますか。</p>
名取委員	<p>中皮腫は、低濃度のばく露で起きる疾患であると言われていたもので、国の労災認定基準でも1年間のばく露があったら、職業性の中皮腫を認めるとなっているわけですから、当然浜見保育園で1年間石綿を吸入したということがあれば、十分浜見保育園の責任ではないかと中皮腫については言いやすいわけですね。なので、胸膜プラークや中皮腫については、もし仮に発症した場合には園児の方からこの委員会に資料を出していただかないといけないと思います。例えば建設関係で20年働いていましたという方の場合は、そちらの影響の方が大きいのですから、労災補償の申請でやらなければいけないと、これは明らかですよね。あとは、例えばご自宅が実は吹き付けアスベストでしたという方もいるわけですよね、その場合には浜見保育園ではなくて、ご自宅ではないですかという話になりますので、そのあたりの資料をお出ししていただければ、中皮腫については、これは浜見保育園が原因であるという推定は、専門委員会も比較的判断しやすいと思いますので、これについては全額市の補償だ</p>

ということは、言いやすいと思うのですね。

肺ガンは、本人が数十年喫煙していたとすると、浜見保育園の寄与はわずかではないですか？という意見も出るでしょう。お父さんが煙草を吸っていたという、間接喫煙の場合も影響はあるわけです。吹き付けのアスベストの下に5年間いたリスクよりも、他の原因が大きいことがあり得るので、全部が浜見保育園が原因とすることは大変難しい部分があります。中皮腫については、(他原因によるものか)明らかでないことが認められたときは、自治体の責任とするという考えに文京区の要綱は立っているのは、これは逆に多くの方を救おうということなのですね。

逆に、文京区の要綱で肺ガンについては、起因すると認めたときと付いているのは、他の原因が多々あるからでしょう。肺ガンについて、浜見保育園単独での発症というのは難しさがあるので、何割かは寄与したという、そういう考えに立った議論をされた方が現実的という気はします。

やはり、肺ガンというのは、 $25\text{f/ml} \times \text{年}$ でリスクが増えるというのが、世界的にも言われていることなので、そこから見ると、浜見保育園でのばく露はこの間の数値を見ると、非常に低いわけですね。なので、その分が寄与したのだという考えに立てば、それは多くの方が納得できるものになると思います。

1972年の方から吸われているという結論ですと、浜見保育園の場合は、すでに45年も経っていて、50歳くらいで肺ガンの方が増えてくる可能性が一番早い自治体になると思うのです。

そういった場合を考えますと、ちょっと肺ガンに対する補償の考え方が、1かゼロか、アスベストとの関与が相当因果関係で認められたときだけ補償を認める、それ以外はゼロですよという考え方が労災ではある。この理屈は環境ばく露の低濃度の方にプラスなのか分からない部分もあるので、医療関係の部会と法的補償の部会とで、合同で肺ガンについての検討した方が、より現実的という気が今はしています。

	<p>どちらかという大きな考え方を決めた方がいいと思っ て、公害裁判のように、非常に関係した方が補償を得るまで大きな 労力や精神的負担を割かないようにということを第一に考えてあげ ることを重視する。全て補償ということを第一にしてしまうと厳し くなってしまふかなと思いますので、まずはその確認をした方が よいのかなという気が、私はします。</p> <p>なので、細かい部分については、もう少し突っ込んだ議論をしな いといけないかなという印象を受けました。</p>
久保委員	<p>資料の のところについては、意図ははっきりしていませんが、 今名取委員がおっしゃった割合的認定というものを入れられないか ということで、牛島委員が考えていたと思うのですね。</p> <p>ただ、ちょっとその、私よく分からないのですが、割合にもあ る程度差を付けて、場合によっては、ある基準を設けたりするとし ても、その判断などは難しくないのですかね。</p>
名取委員	<p>石綿の濃度ですね。濃度が何年だから、この程度ということで判 断するしかないですね。</p> <p>25f/ml × 年数の考えに比べて、どれだけの割合だということ で、この年代で濃度が高いところに長くいた方と、わずかな方というの には、差を付けるしかない。そういった考えですね。</p>
久保委員	<p>それでやれるということですね。</p>
名取委員	<p>ただ、非常に少ないですよ。</p> <p>濃度が 25f/ml とか、そういうところで吸入されている方は、ほと んどいないというデータでしたよね。</p>
牛島委員	<p>濃度は低かったのだけれども、癌に対する閾値<small>いきち</small>がないということ で、保護者委員からは、確率は少なかったかもしれないけれども、 発症したら 100 でしょうと。</p>
名取委員	<p>それは、肺ガンなのだから、喫煙でも間接喫煙でも、他の原因で はないということは、簡単には言えないと思いますよ。中皮腫につ いては、比較的言いやすいですが。</p>

赤堀委員	<p>そうですが、今回、吸わなくていいものを多少でも吸ってしまったと。</p> <p>何回も確認させていただきましたが、リスクはリスクなので、リスクが低ければ病気にならないかというところ、それはそうではないと。</p> <p>例えば、1本とすごく少数であっても、それが起因して肺ガンを誘発したのではないかというのは、親としてはすごく心配になるわけです。</p>
名取委員	<p>もちろん。ただ、それで言ったら、お父さんの喫煙という面もあるわけではないですか。</p>
赤堀委員	<p>でも、ゼロではないわけですよ。</p>
名取委員	<p>ただ、それは同じことで、色々な要因が競合するものになるので、中皮腫に比べると、非常に複雑になるわけです。</p> <p>やはり濃度が（一番の問題で）、例えば10年間仕事でアスベストを吸った方については、労災にしてあげましょうというのが、今の日本の基準でして、吹き付けアスベストですとか濃度が高いものである場合には、1年でも認めてあげましょうと、こうなっているわけですね。</p> <p>それはそれなりに、濃度によって、ある程度線を引くというのは、意味があるということなのです。</p>
久保委員	<p>認めるか認めないかという点で、割合を定めるわけではなくて、これが原因でアスベスト疾患になったことは認めたとうえで、それに寄与している程度を考えようということなのです。</p>
赤堀委員	<p>それが数字で出ると、低いということですよ。</p>
久保委員	<p>そうです。</p>
赤堀委員	<p>でも、その1本がすごく悪さをして、100なのかもしれないし、すごくたくさん吸ってしまっても、それは悪さをしないかもしれないし。</p>
久保委員	<p>発症した後のことを考えているわけですが。</p>
赤堀委員	<p>肺ガンになった後に、アスベストが原因でなったかどうかは、分</p>

	<p>からないわけじゃないですか。そうしたら、どの程度の濃度のところに、どのくらいいたのかということを考えるのですよね。</p>
久保委員	<p>それは、アスベスト疾患かどうかを考えるというわけではないですよ。</p> <p>要するに、そこで市がどの程度の金額を負担するのかという話です。</p>
赤堀委員	<p>それが低かったから、他の要因の方が大きいから、あまり関係ないですとなるのは・・・。</p> <p>少なく吸ったか、多く吸ったかどうかは、関係あるかもしれないけれど、少なくとも絶対ならない（発症しない）とはならないわけですよ。</p>
委員長	<p>アスベスト1本でも発症するかもしれませんが、例えば誰かが肺ガンになったときに、1本吸ったせいになったのかということは、断定できないし、他の原因もあるから、他の原因と比較してどうかということしか、できないですよ。</p>
赤堀委員	<p>他の原因があったとしても、他の原因のものが悪さをしなかったら、その人は発症しなかったかもしれないわけですよ。</p>
委員長	<p>でも、他の原因で発症したのかもしれないですよ。</p> <p>すみません、この話は、肺ガンになった人がいた場合の話ですよ。</p>
赤堀委員	<p>そうです。</p>
委員長	<p>それが何が原因でなったのかということを考えたときに、もちろんアスベスト1本吸ったからなったのかもしれない。けども、他の原因もあって、他の原因でなったのかもしれない。なので、どの原因でなったのかというのは、完全には特定できないわけです。</p>
名取委員	<p>肺ガンの人が出たときに、他の特定の種類のアスベストばく露であるならば、まだ推定がしやすいかもしれませんが、特にクリソタイルばく露、白石綿ということでは、特定はしにくいですよ。</p> <p>だから、アスベストでなったのかもしれないし、医療用放射線で</p>

	<p>なったのかもしれないし，喫煙でなったのかもしれないし，他の有害物かもしれない。</p> <p>色んなものがあるから，ただアスベストも関係している可能性は否定できないから，その割合に応じて，一定程度市としても負担しますよ，という方向性の方が，ゼロという方は少なくなるのではないかとということを議論しているわけです。</p> <p>つまり，この考えでいくと，ゼロか 100 かになってしまうのですが，そうではなくて 3 %とか 5 %かもしれないですけども，その分は市の責任ですねという考えに立った方が，より多くの方が少しかもしれないけれど，影響してごめんなさいというのが満たされるのではないかとということで，今ご提案しているわけですけども。</p>
牛島委員	<p>1本しか吸っていないのだけでも，それで発症したのだと言えるのであれば，証明できるのであれば，それは 100 の補償もしくは賠償となるのですけれど，それができないかもしれないという前提で，色々なものが競合してしまう場合には，どうするのということを今言っているのですが。</p> <p>ただ，赤堀委員は，1本でもなったと言えた場合をおっしゃっています，それを 100 ではないと我々は言っているわけではないのです。医学の進歩なり，測定方法の進歩なりで，1本が原因だと言える時代になって，発症した場合に，その1本でなったのだと言えた場合には，それは市が 100 の負担をしていいたろうと言うのが，今のご意見です。</p> <p>少なくとも，今の情報の中では，1本で 100 になるかと言われたら，それは難しいと。他にも色々なものがあるので難しいと。そうした場合にどうするのかと言うと，やはり吸った量の多いところ，濃度の高いところに求めていくと。</p>
赤堀委員	その計算の時に，やはり濃度が関係してくるということですか。
牛島委員	というのが，今の割り切りの仕方ですね。
名取委員	濃度と年数で割り切るしか・・・。

赤堀委員	濃度とリスクって、今まで違うものだと思っていたので・・・。
久保委員	発症に対しては、違うものですよ。
赤堀委員	そう、なので割合にリスク値というのを、持ってくるということですか。
名取委員	数値で、より客観的に「あり」「なし」と考えようとする、例えば医学的な変化がありますよと、例えば胸膜プラークがある場合なんかで、他に原因がない場合には、比較的言いやすいわけです。それ以外で、他にも原因が考えられるという場合には、濃度の関係からいくしか考えにくいのではないかと思いますけどもね。
委員長	ですから、将来医学が進歩して、肺ガンになった時に、昔吸ったアスベスト1本が原因でなったのだと特定できるような水準になれば、話は別なのかもしれませんが。
赤堀委員	とすると、そうではないとすれば、私なんかは数値が低いということを非常に気にしていましたが、それは違うのだと、何かと比べるための数値なのだと考えていたら、今度は補償で使われると。何かに使われるものではないと聞いていたので。 なので、その数値が出てきたから、戸惑っています。
副委員長	赤堀委員は、仮に肺ガンを発症した場合には、その時にはどういう風に考えますか。
赤堀委員	こんなに色々やってきたけども、親として吸ってしまったということは忘れられないし、すごく心配です。 もし、息子が肺ガンになりましたと言ったら、まずアスベストではないかと思ってしまうし、それが不安です。 みなさんにしてみたら、アスベストのプロフェッショナルなので、そんなことないよと思われるかもしれないけども、私からすると、ちょっと咳が長く続いていたりすると、アスベストじゃないかなと、これまでもすごく心配して過ごしてきたんです。
副委員長	だから、1かゼロかという印象があるということですか。
赤堀委員	ゼロは1かではないことは、分かっているし、理解はしているけ

	<p>ども、やっぱり心配は心配です。そうじゃないかもしれないけれども、そうかもしれない。</p> <p>なかなか今の医学では難しいという話も、ずっと聞いていたけど、でもあの子はまだ17歳だから、これから先もずっと私は心配して、それで肺ガンになったよと言われてたら、アスベストの数値がどうと言われてても、ちょっと・・・。</p>
久保委員	<p>この話をするのは、ちょっとなんですけど、浜見保育園のアスベストが原因の一端として病気になっているとしても、要するに、その時に補償を出すお金を、どういう責任でどう出すかというのが、補償の問題なのです。</p> <p>今の話だと、分からないのだけれども、ばく露はしているから、全部出せと。</p>
赤堀委員	<p>全部ではないです。全部出せとは思っていないけれども、リスク値が低いというのを見ましたけれども、あのリスク値で、大丈夫病気にはならないよと、違う理由だよと言われるのは、腑に落ちないということです。</p>
久保委員	<p>違う理由ということにはならないです。</p> <p>要するに、わずかな原因であったとしても、リスクとしてはわずかであったとしても、発症した場合には、その割合に応じて責任をとると、補償を出そうというのが、今の考え方です。</p>
副委員長	<p>この委員会は、そこを何とか担保しようと頑張っているわけです。</p> <p>要は、1かゼロで、補償は出しませんよという風にはしたくないわけです。そこを何とか、合理的に補償できるようなかたちを、何とか作ろうということで、今色々な案が出ているのだと思いますけれども。</p>
赤堀委員	<p>合理的な中に、この数字を使う・・・。</p>
久保委員	<p>いや、数字はちょっと・・・。</p>
副委員長	<p>他に使えるものがないですからね。1かゼロとなってしまうと、それは戦いになってしまうので。その時には、裁判起こしたりなん</p>

	だりと、大変な苦勞となってしまう。
久保委員	<p>ゼロになる可能性も大きいですけどもね。割合的に考えなければ、ゼロになってしまいますよ。</p> <p>なので、認めてあげて、それで割合を、ある程度市の方に負担してもらおうと。</p>
赤堀委員	<p>私も儲けようとかは考えていないですけども、肺ガンだって色々な理由があることは、重々承知しているけれども、やっぱり自分だったらあれですが、子どもがというのが。</p>
久保委員	<p>その気持ちは分かりますが、それをどういう風に反映・・・。</p>
赤堀委員	<p>なので、そこを何かないかなと。数字を、リスク値を持ってくるというのが、リスク値としては低いので。</p>
久保委員	<p>低いけど認めようということ。</p>
赤堀委員	<p>低いけど認める、それは1本でもなるのだから、当然ですけども、ただリスク値を使うと・・・。</p>
副委員長	<p>確かに、数値の使い方というのもあるだろうし、もともと何を何%とするかというのが、そこはまだ決まっていなわけですけども、それは中皮腫と比べてということになるかもしれないけども、そこは100にはなりづらいという議論ですかね。</p>
赤堀委員	<p>それが納得のいく計算なのかなと。</p>
副委員長	<p>そこを納得のいく計算にするという作業を、恐らくこれからするのだと思うけれども。</p>
名取委員	<p>何しろ前例がないのでね。日本で前例のないことを、この委員会である程度合理的に、それぞれ納得いくにはどの程度かということを経済側と法律の方々と市の方々と、保護者を含めて探る。市も公費で払うこととなるわけだから、一定程度色んな方を納得させる理屈がないと無理だと思うので、そういうところで、納得できる新しい考え方というのはどこかなというのを検討しているので、どこがちょうどいいかを検討するしかないということだと思いますよ。</p>
赤堀委員	<p>(前例は) ないです。</p>

副委員長	だから、これから作る。
委員長	もともとは検診をどうするかということで、リスクの推定を行ってきたわけですが、今日の牛島委員のように、割合をどう決めるかという話を、もし本当にやるとすれば、リスクの話は役に立つと。逆に、リスクの値を使っていかないと難しい。
副委員長	説得力あるものとしてはですね。
牛島委員	そこが腑に落ちないというのは、1本でもなってしまうという点ですね。
名取委員	<p>ただ、1本でもなると考えると、逆に1本で検診するのという話にもなってしまいますよね。そうすると、みなさまも1本で検診するの（必要なのですか）と思いますよね。</p> <p>なので、一定程度の濃度で、社会的にもこれくらいであれば、検診も実施しているから、では検診をしましょうというのと同じように、補償についても、これまではゼロか1かというものが多いわけですよ。今の国の基準としては、そういうかたちなのです。そうすると、一定程度害を受けたという方が、救われなにかたちにもなってしまいますわけです。</p> <p>だから、そういう方を救おうという考えで、しかも、より新たな裁判をやるというのは、市にとっても負担だろうし、保護者やお子さんにとっても負担でしょうから、そういう方法をとらないで、みんなが納得できるやり方を考えるなら、今言った割合的な考え方とか、リスクに基づくならば、この程度は寄与してますねといった部分が、ある程度合理的な判断材料ではないかなと思いますけどもね。</p>
久保委員	その割合の基準を、ある程度スタンダードを定める場合に、これは確率の問題だから、多めの割合で認定するという方向で出すということはあると。
赤堀委員	確率は確率なので。毎回毎回、宝くじに当たってしまう人もいますよね。
久保委員	だけれども、それをある時点でお金で出すとすると、これは割り

	切らなければならない。
赤堀委員	だから、その分をある程度考えて乗せるといふか・・・。
久保委員	だから、このアスベストの原因が大きい場合には、市には大きく負担してもらおうと。ただ、これが少ないと、他の色々な要因で肺ガンになっている場合には、市に負担してもらおう割合も少なくなると。そういうことを言っているわけです。
赤堀委員	それには、あのリスク値ではということが・・・。 あれも確率だから、当たりを何回も引いてしまう人もいますし、それを命の話である、この話には使わないですよって確認していたのに、今日になって使うというから・・・。 比べるだけのものと、考えていたから。
牛島委員	検診をするには、放射線を浴びるから、余計にやらなくてもいいという人たちには、あれは意味があったと。 じゃあ、今度はリスク値、濃度値を、どれくらいばく露したのかという推定値を、補償の割合において、使っていいのかどうなのかという問題で、使う方が合理的だという意見と、使わない方が合理的だという意見があるわけですが、本当に閾値のないアスベスト、肺ガンだとかそういうものに関しては、本当にわずかでも吸った人は因果性があるのだと。他のものも、1と99かもしれないけども、1はアスベスト、99は他のものとなった場合、じゃあ1しかないから、99の方だけやればいいのですかということ、そうじゃないということが、今おっしゃっていることだと思います。 1は1としてあるのだから、1しかないけれども、発症に関する影響としては100だったかもしれないですよと、そういうことが言いたいわけですよ。
赤堀委員	そうですね、こうした数値だけで計算してほしくないというか。ただ、合理的にいくには、きっと数字を出さないと、誰にでも説明できるのは数字しかないということ、2年間で勉強したので、これは使わなければならないのかなと。

副委員長	よくお気持ちは分かるというか、病気になったらなったで、オールオアナッシングだから、確率の問題でも割合の問題でも何でもなくて、そういう意味では、今の合理性というのは、見かけの合理性でしかないと思いますけれども、ただ何か決めるとするには、見かけの合理性で考えて、その中である程度幅を持たせて考えていかないと、本当にオールオアナッシングで、こんなばく露濃度では発症するはずがないと、全て跳ね除けられてしまう、そんな可能性があると思います。そこを何とかしたいなとは思っています。
牛島委員	実際の肺ガンのアスベスト訴訟は、非常に厳しいものがあります。それに比べれば、今回の議論は、違った指標で、もう少し広げようという可能性を考えているということです。
副委員長	<p>前提として、市側の瑕疵を根拠に積み上げているから、そういう意味では、保護者の方々に有利な方向で中身を決めていこうという議論になっていると思うのですよね。</p> <p>だから、合理性というのは、見かけの合理性というところがあって、なってしまったら、それが全てだという部分もあるのだけど、決めごととして決めるには、そこを何とかしないと決まられないと思うのですよ。</p>
牛島委員	自動車公害の喘息患者も、沿道から 50m（以内）の方は対象だけでも、50mをちょっと離れただけでも、駄目ですよと言われた判決もあって、要は割り切りの部分がどうしても判断としては必要となってくるのですね。
副委員長	当然、ならないことが一番良くて、その可能性が高いということも思っていますけどね。
赤堀委員	ならないと思っているけど、ちゃんと決めておいた方が・・・。
副委員長	それは決めておいた方が、当然いいですよ。
赤堀委員	すみません、さっきから「瑕疵」の意味が分からなくて。
牛島委員	不法行為というのは、色々とあるのですけれども、危ない建物をそのままにして放置して、例えば看板が落ちてきて、誰かが怪我し

	<p>ちゃったとか、そうしたことに対して「工作物責任」というのがあるのです。</p> <p>「工作物責任」は、すごい天災だとか地震という時には、所有者に責任はない可能性もありますが、通常備えるべき安全性があるとされていて、これも時代時代で変わるので、アスベストを吹き付けたままで、そのままあまり管理していないと、そういうようなものは昭和63年の2月からは、通常有すべき安全性を保持していない、要は「瑕疵」のある建物だと、「瑕疵」というのは、悪いというか欠陥、欠陥商品というような意味なのですが、欠陥があることを知ることができた所有者には、その「瑕疵」によって生じた責任に関しては賠償しなければいけないということになります。</p> <p>それは、無過失責任とも言われていますが、ある程度そういった情報があってからの責任なので・・・。</p>
赤堀委員	<p>アスベストが危ないですよと、その人が知った時期ということですか。</p>
牛島委員	<p>その人が知ったかどうかはともかく、一般に知り得たような時期ということで、その時期以降は「瑕疵」物件となっていますよと、そういう言い方をしています。</p> <p>なので、この保育園の場合は、その前と後があるので、そこも時期でどうするのという問題があって、むしろ45年経っている人の方が、発症しやすい時期に来ていますけれども、市の責任としてはどうなのかと、なので責任の時期を区別するのもどうなのかという問題も、一方であるということです。</p>
副委員長	<p>これは非常に難題ですよ。</p>
委員長	<p>浜見保育園の事例は、対象の期間が非常に長いので、厄介なのですが、先ほど名取委員がおっしゃったとおり、初期にばく露した方々は、もしかしたらもうすぐ発症してくる可能性は否定できない。一方で、平成に入ればく露した方々はまだ若くて、数十年後の話になるという可能性もあるのです。</p>

	<p>だから、報告書としてまとめる場合も、確定的に書くところもあれば、将来の動きを見据えて書かなければならない部分もあるので、そのあたりはかなり慎重にしていかなければいけないと思うのですね。あまり確定的に書いてしまうと、将来のことに制約をつけてしまう可能性もあるので。</p>
名取委員	<p>昭和 63 年 2 月の件は、一裁判事案を基に書かれているわけで、それは次の裁判で変わる可能性もあるわけですから、これは仮ということですよ。</p>
牛島委員	<p>これ自体は実例です。</p>
名取委員	<p>実例ですけれども、そこはあまり確定的に書きすぎてしまうと、もう少し予見可能性が遡ってきた場合、この話がおかしくなってしまうので、ここはちょっと弾力的な書き方をしないとイケないのかなど。そのあたりは、法律関係者の方々にご配慮いただいて。</p>
久保委員	<p>基本的には、昭和 47 年から、最初からばく露した方々も対象に、補償した方がよいという考えであって。</p>
牛島委員	<p>補償は、もう全てだと思っています。補償という概念からすると、別としなくていい（分けなくてよい）と思っております、そこも次の論点ですかね。要は、その建物に「瑕疵」がありますよとされた時期以降は補償する又は賠償する、不法行為上の建物所有者責任というものとして、賠償責任があると。では、それ以前はないのでしょうかということですよ。</p>
久保委員	<p>これは、理屈はともかくとして、前は補償で、後は賠償で、金額や費用の項目なんかも分けるという考え方ですか。</p>
牛島委員	<p>一応、今の段階では、私としては論理的な考え方かなと。  あとは、やはり在園時期によって区別してしまうことが、公平じゃないということも論点としてあって、被害者側に有利に、公平にするには、前の時期の人も一律に、同じ基準で考えていくということになります。これは、資料 3 ページ目の（ 2 ）の ですね、補償項目として挙げています。</p>

	<p>これはこれで、優れた考えだと思いますので、在園証明書においても時期によって区別は、とりあえずされておりませんので、受けた側としては、一律なのだと思うのですね。</p>
委員長	<p>今日の資料では、そのあたりは区別しないということになっているのですか。</p>
牛島委員	<p>結論としてはペンディングにしているのですが、一応 を入れておりますので、ア・イ・ウというところですが、公平性に欠ける面があるので、そうだというご意見が強ければ、在園時期で区別せず、その人たちも同じ基準、医学的な部分もあるかと思いますが、同じ基準によるべきかと。</p>
久保委員	<p>ただ、ペンディングと言いながら、次のページの(4)のところ で、損害だとみた場合には、慰謝料とか本来の休業損害だということ も入れるべきだとも書いてありますよね。</p> <p>そうすると、前後で分けるのであれば、そういう分け方が・・・。</p>
牛島委員	<p>なので、(4)のものが遡るということですね。慰謝料だとか、逸 失利益の分も、前の時期の人にまで遡らせるということなので、金 額が慰謝料なり、休業補償と比べて逸失利益が大きくなるので、そ れを遡らせるということであれば、公平性と市の方も一旦は、因果 性がある場合とは書いてありますけれど、負担すると文言上書いて ありますので。市が責任を持って対応していくことを証明するもの ですと、健康被害が生じた場合にはとなっているので、それは市は その段階で一定決断したのだなと思います。なので、そこは負担し てもらおうと。</p> <p>市長がそういったことを、明文で証明書として、各個人に公布を したというのは、非常に重たい意味がありますので、そこは時期を 区別せずに出したということで、損害としての慰謝料やら逸失利益 やらを遡らせるというのも、ありかなと。</p> <p>久保委員は、むしろ補償ということで一律にとということでしょう か。そうであれば、本来賠償としてもらえる人たちの分の金額を下</p>

	<p>げるという可能性もあるので、それはまずいかなと。</p>
久保委員	<p>しかし、そこまで本人が望んでいるのかという問題と、訴訟もやらずに賠償と同じものを出すのかという問題とありますよね。</p> <p>要するに、簡易な方法で認定するわけなので。</p>
牛島委員	<p>簡易とはいっても、今こういう風に色々やっているように、証拠集めというのは、それなりに進めて、その後の資料は判定委員会に提出するわけなので。</p>
久保委員	<p>私は、ちょっと余計なことも考えてしまうのですが、報告書をそういうかたちで出したとしても、かなり説得力があるように書かないと、市としてもそれを受け入れてやるのかなという心配が（あります）ね。</p> <p>本来、補償だって、昭和 62 年より前の方々に出すのか、という話にもなってしまいますので、そういう提案をするのであれば、やはり理屈をきちんとしないと難しいのかなと思いますね。</p> <p>在園証明書で時期を分けていないというのは、あの時点で想定していたのは、どの時期のものを捉えて、こういう風に書いたのかと。それが昭和 47 年から全てのものを見越して書いたとは、ちょっと思えないですね。昭和 59 年の天井張り替えの時は、入っていると思うのですが。</p>
委員長	<p>昭和 47 年、開所当初からを想定していたかどうかは、ちょっと分からないですね。</p>
久保委員	<p>流れからすると、そこは想定していたとは、考えられないですね。</p>
副委員長	<p>石綿健康被害救済法の要件では、中皮腫であれば認めるということだから、いつのばく露というのは関係なくなるわけですね。同じ考え方をすれば、今回の件についても、補償で一本化できれば、いつのばく露でも一律に救済できて、それを上回る賠償責任、権利まで奪うものではないというかたちにすれば、それは合理性があるのかなという気はするのですが。</p>
名取委員	<p>石綿健康被害については、救済であって、補償ではないので。</p>

久保委員	それにしても，期限は，ばく露はずっと昔でも，救済することになっているのですかね。
名取委員	中皮腫であればです。石綿健康被害救済法診断だけが要件なので。
副委員長	金額としてはあれですが，考え方としては使えるかもしれない。
名取委員	<p>そこは少し話が違って，中皮腫は比較的是っきりと因果関係の解明が可能なわけだから，専門委員会に託していただいて，医療の部会と法律の合同部会を開かせていただいて，そこを一緒に書き込むということで，中皮腫とか胸膜プラークは基準を示せると思うのです。</p> <p>肺ガンはですね，非常に新しい難題な部分があって，そこをどうするかは案を考えながらいくしかないというような気がしますね。</p> <p>だから，起因すると認めるということを，専門委員会に肺ガンの場合に振られても，すごく詳細な調査を行わなければ，アスベストに起因するということは言えない可能性が高いと思いますよ。胸膜プラークは，他の原因ではないということと言わないといけないので，すごくハードルが高いと思いますので，そこはもう少しよく検討した方がよいと思いますので，そこも合同のところでは，一つのテーマとして考え方を整理していくことが必要かなと。</p> <p>もう一つは，法律的な問題の整理を，どう図るかということも大きいと思いますね。やはり，ある程度のものを委員会として書いても，実行するのは市なので，市の方が納得できるような理屈が書き込まれていなければ，それは実現しない。委員会でこういう風に言われましたが，行政判断としては違うということになります。先ほど久保委員も言われたとおりで，そこは法律的に整理していただいて，場合によっては市の法律専門家とのヒアリングを入れるなどして，そういうことをした方が，より説得力のある委員会報告となるのかなと。そういうステップがあった方が，私としては，色々な方の意見を聞いて，それを踏まえた，よい案が出てくるのかなと思いますので，そういった方法もご検討いただいた方がよろしいか</p>

	<p>なと思います。</p> <p>一度、医療側との合同の部会を開催いただくことを、ご調整いただければ、文京区で書いてあるところの、第10条・第11条あたりに対応するような案がどのようなものなのか、というのは検討できるかなと思います。</p>
委員長	<p>そういった方向でよろしいですか。</p>
牛島委員	<p>この委員会の設置要綱の、第1号は「石綿関連疾患に係る補償に関すること」となっていますよね。補償は、全時期と。それに対して、賠償は妨げないと。この補償に関することの部分で、賠償は別よということ考えているのか、区別せずに使っているのかというのは、市の方と確認させていただきたいと思いますし、肺ガンの点については、一度合同の部会を開催したいと思います。</p> <p>あとは、国の方の肺ガンの基準と、割合的認定を色々やっている公害関係の裁判とは、見方が違うので、それをうまく説明できるか・・・。</p>
久保委員	<p>割合的に行うことは、それがいいのではないかという方向になっているので、ただその割合を、どういう風に、どこまで書くかというところ、そしてそもそも書き込むかというところですね。</p>
委員長	<p>そして、本当に実行可能な方法で、割合が決められるかどうかですね。そこは、医療の委員の方々とも議論していただいて。</p>
名取委員	<p>補償の部会は、委員長は入ってられないのですか。</p>
委員長	<p>オブザーバー的に入っています。</p>
名取委員	<p>今のところは、オブザーバーとして、委員長にもお知恵を出していただかないといけないかもしれませんね。</p>
委員長	<p>市としては、色々議論があって、こういった委員会を立ち上げているわけなので、だからこそ、最初に補償に関する事項も入っているのだと思いますね。そういう意味では、こういった問題に積極的に関わっていくのだという点については、異論ないと思うのですけれども、ではどの程度関わるのかということについては、まだまだ</p>

	<p>だ議論が不十分で、牛島委員がお使いいただいている、「賠償」という表現まで踏み込むかどうか、というところについては、まだ十分議論が尽くせていないので、その点については市と議論を深めたいと考えています。</p> <p>ただ、少なくとも「補償」に関しては、事項の中に入っておりますので、これについては異論はないと思いますので。</p>
久保委員	<p>市の顧問弁護士と討論会を行いますか。普通の弁護士が理解しようとするの大変ですよ。</p>
牛島委員	<p>この書き方は、別に区別したわけでもなさそうな気がしますし、その点については、今後確認していきたいと思います。</p>
委員長	<p>市の方から、何かご発言ありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>では、だいたい議論は尽くされたということで、よろしいでしょうか。</p> <p>赤堀委員、何かございますか。</p>
赤堀委員	<p>補償はするけれども、賠償はしないということですか。</p>
牛島委員	<p>そこは言葉の問題かもしれないので、あまり分けていないかもしれない。</p>
赤堀委員	<p>病気にかかった場合の通院にかかる費用とか、そういったものが補償ですか。</p>
牛島委員	<p>それから、病気になって仕事ができなくなってしまった場合の、休業補償ですとか。</p>
赤堀委員	<p>となると、補償か賠償かということですか。</p>
牛島委員	<p>賠償となると、大きくなるのが、慰謝料とか。</p>
副委員長	<p>損害に対する対価。</p>
赤堀委員	<p>慰謝料というものも、賠償ということか。</p>

久保委員	<p>補償の賠償の違いを，素人の方にも分かるようにしないとイケないですね。</p> <p>説明できるように，過去の資料等を色々と見たりしたのですが，しっかりと説明しているものはないのですよね。</p>
牛島委員	<p>オブラートに包んで説明しているものが多いですね。</p>
久保委員	<p>賠償といった場合には，基本的には全ての損害について補填するという考えですね。</p>
牛島委員	<p>違法性があるという前提で，出すお金というイメージですね。</p> <p>違法性がないなり，故意過失がないけれども，払うものというのが・・・。</p>
赤堀委員	<p>過失がなくて払う補償なんて，補償ではないのでは。</p>
久保委員	<p>今回の件で言えば，昭和 62 年より前の人であれば，過失はないということになりますよ。昭和 62 年より前にばく露した人が裁判を起こしても，今の判例を基に判断すれば，負けてしまいます。要するに，市に責任はない，市はどうしようもなかった，知らなかったということになるわけです。</p>
牛島委員	<p>そういう時には，法律的に言う不法行為責任はないけれども，お金は払うという意味で，「補償」という柔らかい言葉として使っています。</p>
赤堀委員	<p>やっていることは同じだけれども，市を悪く言う時は「賠償」と。悪くはないのだけれど，優しくお金は払ってくれるということが「補償」というようなことですか。中身は一緒ですか。</p>
久保委員	<p>金額とか考え方は，違いますよ。</p> <p>ある程度，明確なものを基準として，金額も最低これは普通の人であれば損害となっているだろうなと思う金額を支給するという考え方です。</p>
副委員長	<p>難しいですね。</p>
久保委員	<p>慰謝料であれば，裁判でやると，本人が証人に立って，どういう苦しみをしたかを，全て言うのですよね。それを裁判官が見たうえで，</p>

	<p>いくらにするか決めるのです。だから、いくら決めるかというのも、これまでの積み重ねがあって判断するのだけども、そういうことを全部なしでお金を払うというのが「補償」です。そういったことをしないから。簡単に言えばね。なので、書類で分かるものは、それでこういったものが損害になっているでしょと分かるものは、補償で出すけれども、それ以外に裏付けられないような、周辺の損害というものは省略して、必ずこうした病気でこういう状態であれば、こういうことはあるでしょうというものを支払うのが「補償」です。抽象的には。</p>
牛島委員	<p>定型的に、このような場合には、こういったものが発生しますという項目が挙げられて、定めた金額があって、それを払うというのが、一般的な「補償」の流れですね。</p>
赤堀委員	<p>じゃあ、この時期苦しみましたというようなものも加味するのが、「賠償」だと・・・。</p>
清水委員	<p>先ほど、親としてずっと不安になっている、心配しているというお話がありましたが、その部分は大変気になるところです。しかし、はっきりと数値化はできませんから、そうすると先ほどから出しているリスクのようなかたちでは判断しにくい。裁判では情情的なものも含めて訴えて、そこも場合によっては組み込まれる場合もあるようですが、その点には違いがあるのかと思います。</p> <p>先ほどの話に出ていた、咳ひとつしても心配だという部分を数値化して判断して組み込むというのは困難ですし、現時点ではしっかりと数値化できるものをリスクとして捉えて判断していくのだと理解してよいのではないのでしょうか。そこは、瑕疵責任があるかないかとは、別の問題だと思うのですけれども、「補償」だ「賠償」だとなりますと、その点の話も関係してくるのかなと思いますが、そこは部会などにおいては、除外して考えないといけないのだと理解しています。</p> <p>親として、とても心配だという心情などは、とてもよく分かりま</p>

	<p>すし，理解もできますが，法律的な部分では根拠が薄いと難しいのだと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ちょっとまだ今日は，十分に材料もないように感じますので，改めて部会の方でも議論していただいて，同時に医療の委員の方とも一緒に議論していただいて，特に肺ガンの扱いについてどうするかを固めていっていただくと，そういうことでお願いしたいと思います。</p> <p>はい，ではよろしいでしょうか。</p> <p>それでは，こちらの補償検討部会の部分については，この程度にして，「その他」のリスク推定部会の方に移りたいと思います。</p> <p>今日は冒頭に申し上げたとおり，すでにある程度資料はお出ししているのですが，追加で修正あるいは補填していただいた部分がございますので，その部分について久保委員からご説明をお願いします。</p>
<p>久保委員</p>	<p>前回の委員会で，一応リスク部会のアスベストの飛散とばく露に関する事実関係について，論議いただいたのですが，その後リスク部会での検討の中で，修正が必要なところを修正したのですが，ちょっと私の記憶もあれなのですが，今回お出ししたのが，私が担当している事実関係についての，全部の一応の完成版といいますか第一版というようなかたちになっています。</p> <p>前回からどこが変わったのかと申しますと，11ページの滞在時間，保育園児もしくは園職員の園舎内の滞在時間というものが，下の4で始まっていますけれども，そのところが評価のところでは，かなり時間の推定が重要だということで，今までもだいたい聞き取って分かってはいましたが，ここの部分が長くなって11ページから16ページあたりまでといったところです。</p> <p>そのほか，その後の議論で修正した部分が，いくつかありますの</p>

	<p>で、長文ですので次の委員会までの間で読んでいただきまして、また次回の委員会で全体的に問題とすべき事項をご指摘いただいて、完成したものとしていたいと考えております。</p> <p>一応、私が担当した部分については、これに浜見保育園の園舎の間取り図ですね、これを最後か真ん中あたりかに、2枚。要するに、昭和59年の工事の前と後とで、使い方がずいぶん違いますので、それをある程度間取り図、配置図を付けて、それで完成としていたいと考えています。</p> <p>全体は、はじめの目次のところを見ていただくと分かる仕組みになっていますので、ご覧いただければ。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この間、ブラッシュアップしていただきまして、今ご説明いただきました、11ページ以降で、滞在時間も時期によって違うのですとか、また休日も時期によって若干違ってきますので、このあたりについて過去の状況を集めたり、市の方にもご協力いただいたり、赤堀委員からの情報も加味したりして、そういった点について、かなり詳しくまとめていただいております。</p> <p>リスクの推定についてもですね、一度概要についてはお出ししておりますが、今日お話ししていただいたような、かなり細かな情報も踏まえて、若干修正が入ると思います。この点については、次回お示しができると思います。</p> <p>ということですが、今日の時点で、何か委員からご発言はありますか。</p> <p>(発言等なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>もし、ないようでしたら、今日はこの二つということになります</p>

	<p>けれども、そのほかで何かあれば、ご発言いただければと思いますけれども。</p> <p>(発言等なし)</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、事務局から何かありますでしょうか。</p>
<p>事務局 (中野主任)</p>	<p>では、次回の開催時期についてですけれども、本日補償の部分、ご議論いただきまして、その部分をこれから事務局ないし市とのすり合わせ、もしくは判定部会とのすり合わせ、それからリスク推定部会の確認等もございますので、少し間をとらせていただきまして、事務の都合もございますので、概ね10月頃を目安として、開催させていただきたいと考えております。</p> <p>なので、その間、夏場かけてですね、やり取りさせていただいて、資料を作成させていただきまして、日程調整はまた改めて行わせていただきますが、目安として10月頃に開催させていただきたいと考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、では次回は10月ということですが、それまでの間、かなり部会で議論を深めていただく必要もございますので、ご協力の方、よろしく願いいたします。</p> <p>それではほかに、特になければ、今日の委員会はこれで終わらせていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(発言等なし)</p> <p>それでは、これで本日の委員会を終わらせていただきます。 ありがとうございました。</p>

以上